

建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 第一 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号から第四号までに掲げるものでその存続期間が二年以内のもの（高さが六十メートルを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第三百三十九条第一項第三号（第四百十条第二項又は第四百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定等は、適用しないものとすること。
（第四百四十七条第三項から第五項まで関係）

第二 附則

- 一 この政令は、令和四年十月一日から施行するものとする。 （附則第一項関係）
- 二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。 （附則第二項関係）